

仕 様 書

- 1 件 名 草加市水道管路設計指針策定業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年（2026年）12月18日まで
- 3 履行場所 草加市上下水道部指定場所
- 4 支払方法 業務完了一括払い
- 5 委託内容 草加市水道管路設計指針策定業務を行うこと。
- 6 その他
 - (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市の環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (5) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- 7 問合せ先 草加市上下水道部 水道工務課 計画係
電話048（925）3133（直通）

共通仕様書

1 目的

本業務委託は、本仕様書に基づいて、契約図書に示す水道管路を設計するための基準となる水道管路設計指針の策定を行うことを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書の適用は、次のとおりとする。

- (1) 本仕様書は、草加市水道管路設計指針策定業務(以下「本業務」という。)について適用する。
- (2) 受注者は、発注者の指示によるほか、本仕様書に基づいて、本業務を遂行する。また、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い実施するものとする。特記仕様書に明示のないものは事前に発注者の承諾を得るものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

3 業務の遂行及び業務計画

受注者は、他の事例等を参考に、立案、構成及び項目を選定し、速やかに方針を定めた上で、監督員に承認を得なければならない。

業務を実施するにあたり、発注者が選任する監督員と十分な打合せをし、必要に応じ、また、双方の了解が得られるまで行うものとする。

受注者は、前項の打合せに関する議事録を作成し、監督員の承認を得るとともに、契約締結後、速やかに草加市土木設計業務等委託契約約款に定める書類を発注者に提出し、その承認又は確認を受ける。

4 提出書類

提出書類については、次のとおりとする。

- (1) 着手届、管理技術者届（経歴書を添付。）、照査技術者届（経歴書を添付。）、担当技術者名簿（経歴書を添付。）及び委託業務工程表を契約締結後に速やかに提出するものとする。
- (2) 委託業務完了報告書、委託業務完了検査願、納品書及び成果品引渡書を業務完了後、成果品とともに履行期間内に提出するものとする。

5 譲渡等の禁止

受注者は、この契約によって得る権利又は業務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供してはならない。

6 秘密の保持

- (1) 受注者及び本業務に関する従事者（従事していた者を含む。）は、本業務を処理する上で知り得た秘密を漏えい又は盗用してはならない。
- (2) 前項の規定は、本業務完了後又は契約を解除した後も同様とする。
- (3) 受注者は、業務の成果品（業務の履行過程において得られた記録等も含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

7 費用の負担

業務の実施及び検査等に伴う必要な費用は、本仕様書・特記仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

8 資料の貸与

- (1) 発注者は、本業務に必要とする資料を貸与する。
- (2) 発注者は、受注者からその業務に必要な資料及び物品等（以下を「貸与品等」という。）の貸与の申し出があったときは、これを貸与する。
- (3) 受注者は、貸与品等の引渡しを受けた時は発注者に借用又は受領書を提出し、善良な管理者の注意をもって管理する。

9 履行報告

受注者は、履行状況報告を作成し、監督員に提出するものとする。提出方法等は監督員の指示によるものとする。

10 官公庁の等への手続き

- (1) 受注者は、業務実施のため、関係官庁等その他に対し、諸手続が必要な場合は、監督員と打合せの上、受注者において迅速に処理する。
- (2) 受注者は、関係官庁等その他に対し、協議を要する時又は交渉を受けた時は、延滞なくその旨を発注者へ報告し、その内容について、発注者の監督員と協議する。

11 成果の作成

受注者は、本仕様書に基づいた成果品を発注者に確認の上、原本1部、副本2部を納品すること。なお、電子納品の形式及び仕様は、国土交通省が定める電子納品要領（案）を標準とするが、これによりがたい場合は、発注者と協議すること。

特記仕様書

1 業務目的

本業務は、水道管路の設計・整備に関する技術的な基準や考え方を整理し、水道法及び関係法令に基づく技術的基準を具体的に取りまとめることを目的とする。

2 計画

受注者は、業務の目的、趣旨を理解した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、速やかに発注者に提出する。

3 協議

設計協議は、業務着手時・中間3回・成果品提出時に行うことを基本とする。

作業着手前においては、発注者がイメージする基本方針、内容等の把握を行い、その上で、設計指針策定の協議を行う。

中間協議は、本業務を遂行中に発生する諸条件の処理に関して協議を行う。

なお、中間協議は3回程度行うものとするが、そのほか協議内容により、電話、メール等に対応できる場合はその都度協議するものとする。

受注者は、発注者の監督員に対し、完了前に内容等の報告をする。

4 資料収集及び整理

受注者は、本業務に伴い自ら関連する資料を収集するとともに、発注者が提供する資料と合わせ整理を行う。

協議した内容から類似する他の水道施設設計指針及び施工基準等関係資料等を参考に設計の指針を構成し、監督員の了承を得るものとする。

5 遵守法令及び技術資料の整理

受注者は、次に掲げる法令、技術資料等を遵守する。また、技術資料等から内容確認を行い、関係資料の整理を行う。

- (1) 水道法及び関係省令
- (2) 発注者の条例、規則、水道事業管理規程
- (3) 日本水道協会：「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」、「水道維持管理指針」
- (4) 日本水道鋼管協会：「水管橋設計基準」、「水道用ステンレス鋼管設計・施工指針」
- (5) 日本道路協会：「道路橋示方書」、「道路土工」、「道路構造令の解説と運用」
- (6) 配水用ポリエチレン管パイプシステム協会：水道配水用ポリエチレン管及び管継手マニュアル

- (7) 日本ダクタイル鉄管協会：「ダクタイル鉄管布設工事標準マニュアル」
- (8) 水道事業実務必携
- (9) その他技術資料等

なお、業務委託期間中に法令あるいは技術資料が改正された場合は、最新のものを採用する。

6 設計根拠の整理及び検討

受注者は、水道管路の設計根拠に係る下記の項目について、本市の特性を踏まえた整理及び検討を行い、指針案に反映する。

また、根拠となる資料（手引きや基準）等について整理する。

- (1) 水道管路の口径（ダウンサイジング等を考慮）の選定
- (2) 水道管路の耐震化対策（地盤状況、埋め戻し材、液状化対策等を考慮）の選定
- (3) 水道管路の埋設断面（掘削・埋め戻し等）の選定
- (4) 水道管路の基礎構造（耐震・地盤状況 N 値、砂質土、粘性土等を考慮）の選定
- (5) 水道管路資材（口径を考慮、同断面に基づく選定比較等）の選定
- (6) 仮設土留材（アルミ矢板と軽量鋼矢板との選定比較等）の選定
- (7) 人力施工や機械施工等（掘削・埋め戻し・舗装等を考慮）の選定基準
- (8) 水道事業実務必携に基づく管材費（資材・使用箇所）の算定基準
- (9) その他必要となる設計根拠を検討

7 設計指針の作成

受注者は、『6 設計根拠の整理及び検討』の結果を基に指針案を作成する。

既存の標準的な図面や仕様、並びに一般的な仕様を含め、他の水道事業体と整合性を図るなど、本市の標準的な設計、材料、施工方法等に関する技術的な指針を集約、明確化し、設計内容の統一を図った指針とする。

設計指針の項目については、次に示す内容を標準とする。なお、内容には解説、一覧表、詳細図、フロー図及び設計基準等を含めたものとし、詳細は発注者と協議の上、決定する。

また、設計指針を基に要約したものを民間の開発事業者向けの手引書として作成する。

- (1) 総論
総則、水道施設の用語の定義、関連法令と技術基準等、設計の手順、設計における基本事項
- (2) 計画路線の選定と調査
総則、予備調査、関係機関各種手続き（各管理者との協議先）、路線選定、設計図面の選定・測量、埋設位置及び深さ等

- (3) 管路の設計
総則、管径及び管種等の選定、ダウンサイジングする場合の管径・管種の決定、管の仕様、異形管防護計算、管路のひねり計算、耐震管路の設計例、水道施設の耐震化に伴う基準（設計根拠、液状化による浮体力の検討、一体化長の定義、耐震管の検討など）、開削工法（掘削・埋め戻し等）、推進工法等（各工法）
- (4) 連絡管工事等の留意事項
新設管と既設管との接合に関する留意事項、不断水工（各工法）、仮配管及び切回し工事、不要管撤去工事、分水替え（給水管取り直し）工事
- (5) 管路の付属設備
制水弁及び制水弁室、空気弁及び空気弁室、消火栓、減圧弁、排水設備等
- (6) 外面腐食防止等
電気防食、溶剤等の浸透防止、ポリエチレンの被覆など
- (7) 伸縮可とう管
伸縮可とう管の使用目的・場所、伸縮可とう管使用上の留意点
- (8) 施工管理
管路基礎、品質管理（水圧・水質）、施工方法の留意事項、その他管表示、埋設シート等
- (9) 土工、仮設及び路面復旧
土工、土留め工、路面復旧、水替工
- (10) 特殊配管
河底横断及び河川区域内配管、軌道横断（道路横断）、水管橋及び橋梁添架管、推進工法等
- (11) 設計根拠の確認と照査
設計根拠の確認
- (12) 設計図面・竣工図面作成
設計図面の作成基準、竣工図面、仕切弁台帳等の作成基準
- (13) その他
環境、廃棄物の処理、公害対策関係
- (14) 施工方法に関する留意事項
施工方法の検討、交通誘導員の配置等の一般的基準

8 照査

照査技術者は、作成された指針案が法令や技術資料等を遵守しているか照査を行い、管理技術者に照査報告書を提出する。

なお、管理及び照査技術者は、同一業務内で兼務することはできないものとする。ただし、他の異なる案件の技術者を兼務する場合は、この限りではない。

9 技術者の資格

- (1) 管理技術者は、水道施設工事に係る設計を完了した実績を持つものとする。
- (2) 管理技術者及び照査技術者には技術士（総合技術監理部門：上下水道一般・上下水道及び工業用水道）、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM：上下水道部門）の資格を有する者を配置するものとする。
- (3) 配置技術者の資格要件は、技術士登録等証明書により資格を証明する書類を提出すること。
- (4) 配置技術者は、受注者と3か月以上の雇用関係を証明する保険証等の写しを発注者に提出すること。
- (5) 受注者の実績要件は、契約書の写し、又はテクリス（業務実績）により証明すること。

10 成果品の作成

- (1) 本業務における成果品は、次のとおりとする。
 - ① 設計指針に関する電子データ 1式
 - ② 印刷製本（製本・副本） 2部
 - ③ 開発行為における施工の手引書 1部
※指針を基に開発事業者用に要約した手引書
- (2) 設計指針に関する電子データは、発注者が管理可能（文字の変更、印刷等編集が可能な形式）なものとする。
- (3) 電子データの形式等は、双方協議し、別に定める。
- (4) 本業務で得た全ての成果品は、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく、複製、貸与、流用並びに廃棄してはならない。

11 完了の検査

- (1) 本業務の完了後、成果品を発注者に提出し、その検査を受ける。
- (2) 成果品の指摘事項等が生じた場合は速やかに修正し、受注者の責務として解決する。